随意契約一覧表

※政令とは、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令のことをいう。

	契約日	件名	契約金額（税込）（単位：円） 当初	変更経過	最終（現時点）	担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令	種別	プロポーザル等の企画提案方式による決定の有無	学識経験者等の市職員以外の者の参加の有無	学識経験者等の市職員以外の者の参加者数
001	令和7年11月26日	令和７年１１月市会のテレビ中継放送番組の制作及び放送の委託	5,376,905		5,376,905	市会事務局調査課	株式会社京都放送	地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号	物品			
002	令和8年01月29日	令和８年２月市会のテレビ中継放送番組の制作及び放送の委託	10,335,560		10,335,560	市会事務局調査課	株式会社京都放送	地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号	物品			

随意契約締結結果報告書

１　件名
　令和７年１１月市会のテレビ中継放送番組の制作及び放送の委託

２　担当所属名
　市会事務局調査課

３　契約締結日
　令和７年１１月２６日

４　履行期間
　令和７年１１月２８日

５　契約の相手方の住所及び商号等
　京都市上京区烏丸通一条下る龍前町６００番地の１
　株式会社京都放送

６　契約金額（税込み）
　５，３７６，９０５円

７　契約内容
　（１）令和７年１１月市会における各会派代表質疑のテレビ中継放送番組を制作すること。
　（２）上記のテレビ中継放送番組を、株式会社京都放送のテレビジョン電波により放送すること。

８　随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
　本業務は、市会の代表質疑の中継に加えて、市民に分かりやすく伝えるため、市政ニュース映像や京都に関するあらゆる映像を使用して解説等を付すものであり、番組を制作するに当たっては、これらの映像を豊富に有する必要がある。また、当番組を市民が広く視聴できるよう、視聴枠を確保でき、地域に根差した情報提供を行うことができる地元に密着した放送局で放映する必要がある。
　これらの条件を満たすのは、市政に関する情報に精通するとともに、これらに関する映像を豊富に所有しており、また、京都市内を中心とする情報を放送し、放送枠を確保できる京都府内唯一の独立放送局である株式会社京都放送のみであるため。

９　根拠法令
　■地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号
　□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第１１条第１項(地方自治法施行令第１６７条の２第１項第　　号)
　□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第１１条第１項第　　号

10　契約の相手方の選定理由
　上記８のとおり

随意契約締結結果報告書

１　件名
　令和８年２月市会のテレビ中継放送番組の制作及び放送の委託

２　担当所属名
　市会事務局調査課

３　契約締結日
　令和８年１月２９日

４　履行期間
　令和８年２月２５日から令和８年２月２６日まで

５　契約の相手方の住所及び商号等
　京都市上京区烏丸通一条下る龍前町６００番地の１
　株式会社京都放送

６　契約金額（税込み）
　１０，３３５，５６０円

７　契約内容
　（１）令和８年２月市会における各会派代表質疑のテレビ中継放送番組を制作すること。
　（２）上記のテレビ中継放送番組を、株式会社京都放送のテレビジョン電波により放送すること。

８　随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
　本業務は、市会の代表質疑の中継に加えて、市民に分かりやすく伝えるため、市政ニュース映像や京都に関するあらゆる映像を使用して解説等を付すものであり、番組を制作するに当たっては、これらの映像を豊富に有する必要がある。また、当番組を市民が広く視聴できるよう、視聴枠を確保でき、地域に根差した情報提供を行うことができる地元に密着した放送局で放映する必要がある。
　これらの条件を満たすのは、市政に関する情報に精通するとともに、これらに関する映像を豊富に所有しており、また、京都市内を中心とする情報を放送し、放送枠を確保できる京都府内唯一の独立放送局である株式会社京都放送のみであるため。

９　根拠法令
　■地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号
　□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第１１条第１項(地方自治法施行令第１６７条の２第１項第　　号)
　□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第１１条第１項第　　号

10　契約の相手方の選定理由
　上記８のとおり